

# 植民地台湾における保甲制度の成立と地方社会秩序の変容 GISによる「総理」と「保正」の位置関係の視覚化

内津 マリノ

**概要:** 清代における台湾には、官民間の窓口的な役割を司っていた「総理」という役職があり、清律に規定のあった保甲は機能していなかった。しかし、台湾総督府は保甲を台湾の伝統的な制度とみなし、10戸で1甲、10甲で1保とし、それぞれ甲長・保正と呼ばれるリーダーを警察と連携することで、相互監視と治安維持を図る保甲制度を展開した。清代台湾地方社会の秩序維持の方法は、保甲制度に回収されたのか。総理の分布と、統治初期の保正の位置関係をGISで視覚化することで、今後の研究に資する。

**キーワード:** QGIS, 保甲制度, 総理, 植民地台湾

## Establishment of Baojia system and transformation of local social order in colonial Taiwan Visualization of the positional relationship between "Zongli" and "Hosei" by GIS

MARINO UCHITSU<sup>†1</sup>

**Abstract:** In Taiwan in the Qing dynasty, there was a position called "Zongli" who was in charge of the role of a window between the public and private sectors, and the Baojia system stipulated in the Qing dynasty was not functioning. However, the Governor-General of Taiwan regards Baojia as a traditional Taiwanese system, and 10 households have 1 Jia and 10 Jia have 1 Bao. We have developed a Baojia system to maintain it. Was the method of maintaining order in the Qing dynasty Taiwanese community recovered by the Baojia system? By visualizing the distribution of the "Zongli" and the positional relationship of "Hosei" in the early stages of reign with GIS, it will contribute to future research. [\*\*]

**Keywords:** QGIS, Baojia system, Zongli, colonial Taiwan [\*\*]

### 1. はじめに

本研究では、1896年に保甲条例の公布によって成立した植民地台湾における保甲制度が、それ以前の台湾地方社会で採用されていた「総理」による秩序維持の方法と、どのように重なり、どのような点で異なっているのかを、人物の位置関係を視覚的に明らかにすることによって考察することを目的とする。

現在の植民地研究は、多くの場合植民地期以降を対象としているが、植民地統治の暴力性や社会の変化を明らかにするためには長期的な視点が不可欠である。そのため本研究は、植民地期以前の清代を研究の起点に据え、植民地初期と比較する手法をとった。文字資料だけでは説明が困難な「変化」の具体的な状況を、地理情報も同時に用いることによって視覚化する。本研究は、新政権である総督府が台湾社会をどのように捉え、自らの制度内に回収せんとしたかを、文字資料とGISを用いて明らかにしようと試みたものである。

なお、本稿に掲載している分布図(図2, 図3)は、本稿

執筆中の2022年4月現在も更新中であり、完成版ではないため、まだ見栄えの美しさやデータの完全性に欠けていることをおことわりする。

### 2. 清代台湾地方社会における「総理」

まず本章では、本研究の前提となっている清代台湾をとりまく環境と、地方社会における「総理」について説明しよう。

1684年、清朝の版図に入った台湾は、現在の台南市を府城とする「台湾府」として福建省の下に置かれた(図1)。清朝は許可を得た独身男性以外の渡台を禁じていたが、実際のところ対岸の福建省や広東省から多くの移住民が台湾へ渡っていた。さらに、かれらは多くの場合、一箇所に定住するのではなく、台湾島内や台湾・大陸間を往来している<sup>1</sup>。清代の台湾は、人口の流動性が非常に高い社会であったといえよう。こうした移住民の間ではしばしば私闘が発生したこと、私的な武力闘争は時に大規模な政治的反乱にまで発展したこと、異住民の中には生業を持たない出稼ぎ人(台湾の言葉で「羅漢脚」と呼ばれた)も含まれていた

<sup>1</sup> 千葉大学大学院人文公共学府博士後期課程

ことなど、官の台湾の治安に対する懸念は絶えなかった。そこで注目された制度が、十戸で一牌、十牌で一甲、十甲で一保として、それぞれ牌頭、甲長、保正を立てて、組織内部で相互監視することによって治安維持を図る「保甲」である<sup>2</sup>。ところが、保甲は定住社会を前提とした官製の隣保組織であり、上述のように人口の流動性が非常に高かった清代台湾では機能していなかった<sup>3</sup>。

しかし、保甲が機能していなかったことは清代台湾社会が無秩序であったことを意味するのではない。地方社会では「総理」とよばれる役職に適当な人物を推薦し、かれに官民間を繋ぐ「窓口」の役割を担わせることで、秩序形成・維持を図っていた<sup>4</sup>。本稿では光緒年間（1875-1908年）の総理の分布を、北西部を管轄していた地方官庁（淡水庁）の行政文書（淡新档案）に依拠して特定し、総理と呼ばれた人物、総理を介した秩序維持の方法が、次章で述べる保甲制度にどのように包摂され、もしくはどのような点で齟齬が生じているのかを検討する。



図 1, 1875 年以前（道光年間 1821-1850 年）の県庁界  
 中央研究院が台湾歴史文化地図

(<https://thcts.sinica.edu.tw/>) [最終確認：2022/04/25]  
 において公開している資料をもとに筆者作成。

### 3. 植民地台湾における保甲制度

清代台湾で保甲が機能していなかったことは前章で述べたが、1894年に台湾を植民地とした日本（台湾総督府）は保甲を台湾の伝統的な制度とみなした。1898年、総督府は保甲条例を公布して、十戸で一甲、十甲で一保として「甲長」「保正」を置き、かれらと警察を連携することで、相互監視と治安維持を図る保甲制度を敷いた。この保正は規約上、民選によって任命されることとなっていたが、実際には警察の人物調査が行われた上で選抜されていた。さらに、保甲制度内の甲長や保正は警察の指揮監督下におかれ、行政の末端を担う官吏としての性格が強かった。これは、官許を得ているとはいえ、あくまでも官民間の「窓口」であった清代台湾の総理とは性質的に異なっている。

徹底した相互監視と警察との連携を特徴とする保甲制度は、植民地台湾の秩序化に「貢献」したとして「評価」する研究もあるが<sup>5</sup>、本来は台湾の「伝統」ではない保甲に基づいた保甲制度は台湾人と総督府の間で衝突を引き起こしていた<sup>6</sup>。従来の研究では、総督府は清代に総理や保正<sup>7</sup>などの肩書きを得ていた人物を流用しつつ、上意下達機関の長に任命することで懐柔と包摂を図り、かれらの自治機能を弱めたとされている<sup>8</sup>。

しかし、総督府は本当に清代台湾地方社会の秩序維持のあり方を、保甲制度に回収する形で植民地統治を開始したのか。本研究では、1904年に台北県で実施された保正選挙に関する文書をもとに保正の分布図を作成し<sup>9</sup>、前章で述べた総理の分布と位置関係を比較して考察した。

### 4. 総理の分布（光緒年間）と保正の分布（1904年時点）の比較

総理については、淡新档案に依拠して、文書内に登場した総理の「○○保○○庄総理」という自称や、官許として授かった印鑑にある肩書きをもとに人物を特定し、図2のような分布図を作成した。官に案件として取り上げられた文書に登場した総理以外は対象から外れてしまうことと、大部分の総理の住所が判明していないというデータ上の限界があることを先におことわりしなくてはならないが、現時点で明らかにできることは以下の点である。

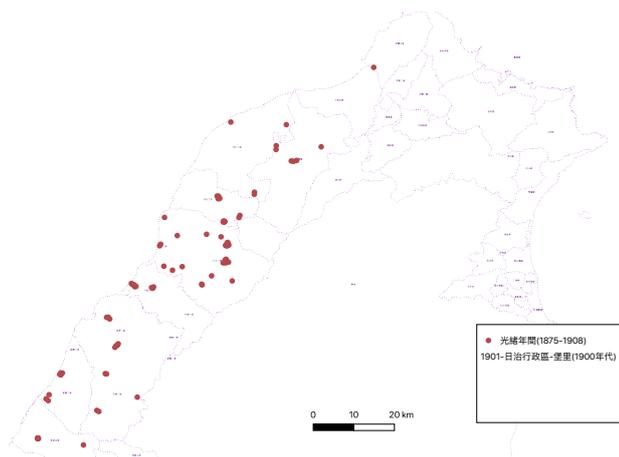


図 2, 光緒年間(1875-1908 年)における総理の分布図

まず、総理の場合は「〇〇保〇〇庄総理」と肩書きが一つの庄に限定されている場合と、「〇〇保〇〇等庄総理」といったように複数の庄を跨いでいる場合があるが、住所が判明している場合は住所にポイントを置き、判明しない場合は肩書きにある庄にポイントを打っている。複数にわたる庄の肩書きを持つ総理の方が多く、住所と肩書きにある庄が一致しない総理もいることから、一つの庄にポイントが集中しているものは、実際は周囲の庄に散っていると思われる。この分布からは、一つの地域的まとまりである「〇〇保〇〇等庄」に一人から多くても二、三人の総理が置かれていると推測でき、全ての庄におかれているのではなく、ゆるやかな地域的まとまりの中で官民間の「窓口」を務めていたのが総理であるということがわかる。

一方、植民地期における保甲制度の保正については、台北県の保甲関係書類綴に依拠して管轄区内の保正を割り出し、特定できる範囲で住所を特定し、図3のような分布図を作成した。なお淡新档案より住所の記載がある例が多かったため、データの信頼性が清代の総理と異なるという問題がある。

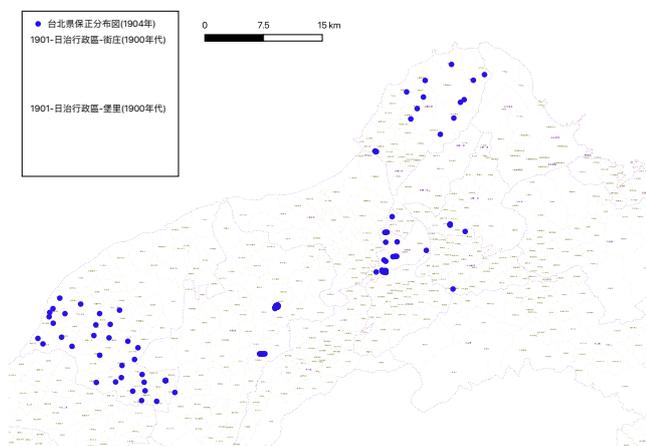


図 3, 1904 年時点の台北県における保正の分布図

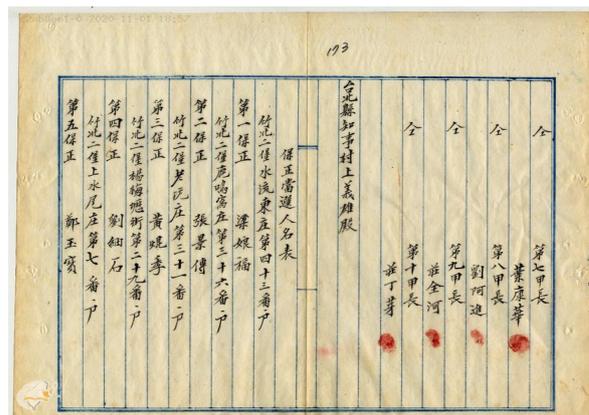


図 4, 保正の肩書き例

出典「保甲制度ニ關スル書類綴(第一號、元臺北縣)」

さらに、図4で示したように、保正の肩書きを見ると、「〇〇保〇〇庄保正」となっていることがわかる。地域的まとまりにおける役割であるということは清代の総理と同様であり、また住民の推薦という形をとっていることも清代の総理選出方法と同様であるといえよう。

しかし図3の分布図を確認すると、全ての庄に保正がいるよう配置されていることがわかる。これは保正を通じて台湾人を監督するため、すべての庄に保正がいなければならないという保甲制度の目的が反映された結果ではないか。総督府は「保甲は台湾の伝統的制度である」という認識に依拠して保甲制度を敷いた。しかし、その実は警察による監視と上位下達のための植民地的制度であり、さらに、清代の台湾で機能していた総理を窓口とした地方社会の秩序維持のあり方とは全く異なるという二重の齟齬が生じている。その証拠が保正の分布状況にも現れていると思われる。

## 5. おわりに

本研究では、清代台湾の地方社会で重要な役割を果たしていた「総理」と、植民地期の保甲制度において同じく重要な立場であった「保正」の位置関係を比較することによって、植民地政策における「理想」と「実態」の齟齬を明らかにした。まだ方法論が確立しておらず、かつ用意できたデータも完全とは言えないため、手法や結論にも改善と再検討の余地が大いに残る。しかし、長期的な変化の諸相を表現するためにはデータの視覚化が非常に有効であり、本研究はその試験的な作業であると位置付けている。

## 参考文献

- 1 陳支平著, 吉田健一郎訳. 民間家族文書から見た清代台湾海峡兩岸における移民のパターン. 山本英史編, 近世の海域世界と地方統治. 汲古書院, 2010.
- 2 『欽定大清会典 卷六十五兵部』には以下のようにある。「凡保甲直省府州縣自城市達於鄉村, 居民十戸立牌頭, 十牌立甲長, 十甲立保正. 戸給印紙, 登姓名習業, 懸於門楔. 以稽出入往來, 以詰姦宄. 有藏匿盜匪及干犯禁令者, 甲內互相覺舉. 如官吏奉行不善, 及牌頭甲長保正瞻徇容隱, 或致需索擾累者皆論。」
- 3 戴炎輝, 清代台灣的鄉治. 聯經出版 (臺北), 1979.
- 4 拙稿, 植民地台湾における保甲制度の由来と機能 旧慣調査と公衆衛生政策に注目して. 千葉大学大学院人文公共学府修士論文, 2020. の第一章を参照.
- 5 李理, 日据时期台湾警察制度研究. 鳳凰出版社 (南京), 2013
- 6 前掲拙稿, 植民地台湾における保甲制度の由来と機能. 千葉大学大学院人文公共学府修士論文, 2020. の第三章を参照.
- 7 清代台湾において, 官製治安維持組織としての保甲が機能していなかったのは確かであるが, 肩書きとしての「保正」は史料中に散見される.
- 8 吳文星, 日據時期台灣社會領導階層之研究. 正中書局印行 (台湾), 1992
- 9 台北県では 1900 年ごろから各街庄で保正の選挙を行っており, 関連文書が二冊にまとめられている. 本研究ではそのうちの一冊に依拠して分析を行った。「保甲制度ニ關スル書類綴(第一號, 元臺北縣)『明治三十四年台湾總督府公文類纂元台北県永久保存第四十九卷警察』」.